

大阪府条例第百九号

大阪府福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第八十条第一項の規定に基づき、福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例の用語の意義は、法の定めるところによる。

(基本方針)

第三条 福祉ホームは、利用者(福祉ホームを利用する障害者をいう。以下同じ。)が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている障害者について、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行わなければならない。

2 福祉ホームは、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立つて便宜を供与するよう努めなければならない。

3 福祉ホームは、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村若しくは障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービスを提供する者又は福祉サービスを提供する者等との連携に努めなければならない。

4 福祉ホームは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を置く等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(構造設備)

第四条 福祉ホームの配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、換気、採光、照明等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

2 福祉ホームの建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第百一十号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。)又は準耐火建築物(同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。)でなければならない。

(運営規程)

第五条 福祉ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一 目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び業務の内容

三 利用定員

四 利用者に対する便宜の供与の内容並びに利用者から受領する費用の種類及び額

五 利用に当たつての留意事項

六 非常災害対策

七 虐待の防止のための措置に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(非常災害対策)

第六条 福祉ホームは、非常災害に備え、消火設備その他の知事が定める設備を設けるとともに、災害対策に関する具体的な計画を作成し、関係機関への通報及び連絡のための体制を整備し、並びにこれらを定期的に利用者にも周知しなければならぬ。

2 福祉ホームは、非常災害に備えるため、定期的に避難、救助等の訓練を行わなければならない。

(便宜の供与の記録)

第七条 福祉ホームは、利用者へ便宜を供与したときは、当該便宜の供与の日及び内容その他必要な事項をその都度記録しなければならない。

(記録等の整備)

第八条 福祉ホームは、従業者、設備、備品及び会計に関する台帳等を整備しておかなければならない。

2 福祉ホームは、利用者に対する便宜の供与に関する次に掲げる記録を整備し、当該便宜の供与の日から五年間保存しなければならない。

一 前条に規定する便宜の供与の記録

二 第十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録

三 第十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録

(規模)

第九条 福祉ホームは、五人以上の利用者が利用することができる規模を有するものでなければならない。

(設備の基準)

第十条 福祉ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該福祉ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者に対する便宜の供与に支障がないときは、その一部を設けないことができる。

一 居室

二 浴室

三 便所

四 共用室

五 管理人室

2 前項の設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室 次に掲げる基準

イ 一の居室の定員は、原則として、一人とすること。

ロ 利用者一人当たりの床面積(収納設備等に係る部分の床面積を除く。)は、原則として、九・九平方メートル以上とすること。

二 浴室及び便所 利用者の特性に応じたものとすること。

三 共用室 利用者の娯楽、談話、集会等の用に供する共用の部屋として、利用定員に応じて適当な広さを有すること。

3 福祉ホームの設備は、専ら当該福祉ホームの用に供するものでなければならぬ。ただし、利用者に対する便宜の供与に支障がない場合は、この限りでない。

(従業者の配置の基準)

第十一条 福祉ホームには、障害者の福祉の増進に熱意を有し、福祉ホームを適切に運営する能力を有する管理人を置かなければならない。

(利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第十二条 福祉ホームが利用者に対して金銭の支払を求めることができるのは、直接利用者の便益を増進させるものであって、当該利用者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求めるときは、当該金銭の使途及び費用の額並びに利用者へ金銭の支払を求める理由について書面により明らかにするとともに、利用者に対し説明を行い、その同意を得なければならない。

(定員の遵守)

第十三条 福祉ホームは、利用定員を超えて利用させてはならない。ただし、災害、虐待を受けた障害者の保護その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第十四条 福祉ホームは、利用者の使用する設備及び飲用水について、衛生的な管理に努め、又は知事が定める衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、当該福祉ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、知事が定める措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持等)

第十五条 福祉ホームの従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 福祉ホームは、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、知事が定める措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第十六条 福祉ホームは、その便宜の供与に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 福祉ホームは、その便宜の供与に関し、府又は市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 福祉ホームは、府又は市町村から求めがあった場合には、前項の改善の内容を府又は市町村に報告しなければならない。

5 福祉ホームは、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査又は同条第二項のあっせんにできる限り協力しなければならない。

（事故発生時の対応）

第十七条 福祉ホームは、利用者に対する便宜の供与により事故が発生した場合
は、府、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講
じなければならない。

2 福祉ホームは、前項の事故の状況及び事故に際して行った処置について、記
録しなければならない。

3 福祉ホームは、利用者に対する便宜の供与により賠償すべき事故が発生した
場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

（居室面積に関する経過措置）

2 平成十八年十月一日において存していた法附則第四十六条の規定による改正
前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三
号）第五十条の二第四項に規定する精神障害者福祉ホーム又は法附則第五十二
条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第
二十一条の九に規定する知的障害者福祉ホーム（これらの施設のうち、基本的
な設備が完成しているものを含み、同令の施行の後に増築され、又は改築され
る等建物の構造を変更したものを除く。）が福祉ホームを経営する事業を行う
場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第十条第二項第一号
ロの規定は、適用しない。